



お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

人権相談・行政相談。 心配ごと相談合同 相談所開設のお知らせ

4月17日(火)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。



野焼きは法律で 禁止されています

「近所でごみを燃やしていて、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められますが、焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。



文化会館での 巡回相談のお知らせ

文化会館にて、左記の巡回相談がそれぞれ実施されます。相談は無料、予約は不要です。

◎生活にお困りの方の相談

日時 4月12日(木)13時～15時

【以降、毎月第2木曜日に行います】

内容 御坊保健所の自立支援相談員による巡回相談を実施しています。「生活のこと」「仕事のこと」などの困りごとでお

文化会館 各種教室・相談案内

日高町文化会館の教室に、町内の方ならどなたでもご参加いただけます。

参加ご希望の方は、住民福祉課(☎63・3800)までお申し込みください。



悩みの方、自立支援相談員が、生活の安定や就労に向けた相談・支援に取り組みます。

◎就職促進相談

日時 4月26日(木)13時～15時

【以降、毎月第4木曜日(祝祭日等都合により変更することがあります)に行います】

内容 日高振興局地域振興部の就職促進相談員による巡回相談です。ハローワークの求人情報、職業訓練情報等に、就職促進相談員が就労と生活の安定に向けた相談に応じます。

No.	教室名等	講師名	日程	時間	対象
1	書道教室	上田 耕	毎週水曜日	19:30～21:00	一般(高校生以上)
2	手話教室	梅本正行	毎週木曜日	19:30～21:00	同上
3	生花教室(未生流)	寺井陽子	毎月第2・4金曜日	18:30～20:30	同上
4	生活自立相談	自立支援相談員	毎月第2木曜日	13:00～15:00	同上
	職業相談	就職促進相談員	毎月第4木曜日		

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給要件について

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給要件に該当すると思われる方は、お気軽にお問い合わせください。

また、現在同手当を受けられている方は、住所や氏名などを変更された際には届出が必要となりますので、速やかに住民福祉課まで届出てください。

※支給の時期

- 年3回(4ヶ月分ずつ支給)
- ・4月(12月～3月分)
- ・8月(4月～7月分)
- ・12月(8月～11月分)

また、両手当の手当額が平成29年度より下記のとおり変更となります

詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障がいがある家庭の子どもを育てている方に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日(一定の障がいがある場合は20歳未満)まで支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

手当の額

児童扶養手当額(月額)			
児童数		改正前	改正後
子1人	全部支給	42,290円	42,500円
	一部支給	42,280円 ～9,980円	42,490円 ～10,030円
第2子加算	全部支給	9,990円	10,040円
	一部支給	9,980円 ～5,000円	10,030円 ～5,020円
第3子以降加算 (1人につき)	全部支給	5,990円	6,020円
	一部支給	5,980円 ～3,000円	6,010円 ～3,010円

特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障がいもしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

手当の額

特別児童扶養手当額(月額)		
級	改正前	改正後
1級	51,450円	51,700円
2級	34,270円	34,430円

※平成29年全国消費者物価指数の実績値により引き上げとなります

マイナンバーカードの申請について

マイナンバーカードを所持していれば、行政手続でのマイナンバーの提示と本人確認を1枚で済ませられるなど、様々な場面で使える本人確認書類になります。

申請は、郵便・パソコン・スマホ等で行う事が出来ます。

詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

また、マイナンバーについて詳しくは、内閣府のホームページ(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)もご参照ください。

